

3. 合併協議に関する主要報告事項等

(1) 新市の名称候補選定小委員会報告について（報告第31号）

（注）合併協定項目確認前の最終報告抜粋

新市の名称候補については、全国公募（応募総数 6,836点）という方法により幅広いご意見を頂くとともに、各市町での選考を経ながら絞り込みを行い、その結果、前回の報告のように、表記11点、読みで15種類での中間選考をおこなったところである。

その後、当小委員会におきましては、選定基準である「読み書きが容易」という要件や、地域をイメージできる名称としての5つの要件基準である「地理的表現のできる名称」、「歴史・文化にちなんだ名称」、「地域特徴を表す名称」、「住民の理想・願いにちなんだ名称」、「新市に相応しい名称」などを基本として、それぞれの個別名称について色んな角度から慎重に検討、審議をおこなってきたところであるが、この度、最終候補3点の選定が整ったので、参考資料を添えて次のとおり報告するものである。

①新市の名称候補 最終候補3点（あいうえお順記載）

- 「鹿本市」 (かもとし)
- 「山鹿市」 (やまがし)
- 「熊北市」 (ゆうほくし)

②選考の検討・審議の状況について

○小委員会での参考絞り込みについて

第7回の小委員会で、検討の際の参考とするために、中間選考11点の名称候補の中から委員個人ごと3点推薦をおこなってみることとしたが、その結果について検討をおこなった。

その結果、「かもと市」、「新山鹿市」、「まほろば市」については、推薦がなく、また、「大鹿市」、「鹿五市」については、それぞれ1票のみの推薦となったため、これらの名称については、基本的には除外の方針により検討を進めていくこととした。

○平仮名の表記についての検討

平仮名の表記については、最近の合併において使用例もあるが、まだ少数事例にとどまっており、また、平仮名の名称へは、意味がわからないとか、学術的立場からの批判も多い状況である。

平仮名による新市名称は、珍しさによるアピール度や書き易さはあるだろうが、漢字と違って文字による意味表現が出来ないため、選考基準である歴史的、地理的な意味が説明しないと分からないこと、また、住所を書く場合等で平仮名交じりでは違和感があるなどの欠点があるため、選考対象から除外することとした。

新市の名称候補(第2次選考)

名称小委員会 中間選考 ※あいうえお順

新市名称	ふりがな(読み)
五鹿市	いつかし いつかし ごかし ごかし
大鹿市	おおかし おおがし
かもと市	かもとし
鹿本市	かもとし
鹿五市	しかごし
城北市	じょうほくし
新山鹿市	しんやまがし
まほろば市	まほろばし
やまが市	やまがし
山鹿市	やまがし
熊北市	ゆうほくし
11点	15種類

○「新山鹿市」の「新」についての検討

「新山鹿市」の「新」については、新たな新市発足の意味があるものの、合併後の暫くの期間はよいだろうが、何十年後においても「新」が付いている名称には違和感が出てくるため、選考対象から除外することとした。

○「五鹿市」・「大鹿市」・「鹿五市」と「城市市」・「熊城市」の表記についての比較検討

「五鹿市」については、応募の結果にも表れているように、読みが多数あるため紛らわしいという大きな欠点がある。

また、「五鹿市」とともに「大鹿市」や「鹿五市」については、「鹿」という文字を新市に残すことができるため、当地域にとっては、親しみを持てるが、鹿が五つであるからとか、大きな鹿という単純な意味の組み合わせや、シカゴ市との語呂合わせ等での話題性などについては、選考基準である歴史文化的経緯や地理的表現等に乏しいと考えられる。

なお、これらの名称への応募を分析してみると、当地域からの応募よりも他地域からの応募の割合が多い状況となっている。

そこで、これらの名称と「城市市」・「熊城市」との比較検討をおこなったが、「城市市」や「熊城市」については、熊本城の北や熊本県の北に位置しているという新市の地理的な場所の表現に優れており、また、両名称に対しては、当地域からの応募割合も高いことから、当地域にとっては馴染みやすい名称であると考えられ、より選考基準に合致していると考えられることから、「城市市」と「熊城市」のほうを選考対象として残すこととした。

○「鹿本市」・「山鹿市」の表記についての検討

「鹿本市」と「山鹿市」については、他の新名称と比較して、新市となる新鮮さについては劣るものの、歴史文化的経緯による当地域としての馴染み、親しみが大きいと考えられる。

また、それぞれ地理的な位置表現に優れ、新市名称としての対外的な効果も高いなど、選考基準に合致している点がより多いことや、両名称に対しての当地域からの応募割合が、他の候補より高いことなどの理由から、最終候補3点には残すべきものとした。

○「城市市」と「熊城市」の表記についての比較検討

「城市市」と「熊城市」については、両名称とも新市の位置の表現において優れており、新たな名称であることからの新鮮さ、新たな出発への期待感もあり、また、当地域においても馴染みやすい名称であると考えられる。

しかしながら、城北・城南という表現は、現在においては、行政的にも地域表現として使用されておらず、城（熊本城）を中心とした考えは、新時代の名称として疑問が残るところであり、熊本県の北方に位置するという、全国的な見地からも明確に地理的位置を表現できる「熊城市」のほうが、より新市名称として相応しいと判断し、「熊城市」を最終候補3点に残すこととした。

以上のような検討、審議の結果により、当小委員会としては、「鹿本市」（かもとし）・「山鹿市」（やまがし）・「熊城市」（ゆうほくし）の3点名称を新市名称の候補とすることで意見の一致をみたものである。

③最終報告にあたって

新市の名称につきましては、今後の新市名として永く使用されるということや、各市町名称への想い、将来的にも住民生活への影響があることなどから、今回の合併における住民の最大関心事の一つであると思われまます。

そういう意味から、当小委員会としましても責任の重大さを感じながら、2月の初回開催からこれまで10回にわたる会議を開催し、慎重に新市名称候補の選定作業を進めてまいりました。

その間、新市の名称の公募にあたりましては、全国各地や当地域の皆様から数多くの応募をいただきましたし、また、審議にあたっては、各委員から数多くの貴重なご意見とご協力をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

今後、当協議会におきまして、1つの新市名称が決定されていくわけですが、今後の協議におきましては、円満なる合意となるよう希望いたしまして、当小委員会の最終報告と致します。

◎報告を受け、協議会での慎重審議の結果、第16回協議会において全会一致で「山鹿市」に決定。

(2) 将来の事務所の位置の取扱いについて（報告第68号）

＜新市の事務所の位置候補地選定委員会＞

新市の事務所の位置候補地選定小委員会においては、9回に及ぶ会議の開催により慎重審議を行い、然るべき報告がなされた。しかし、将来の事務所の位置の具体化に向けてはより専門的な検討やリーダーシップによる判断を要すること等により、その後の検討は1市4町の首長、議長（新市の事務所位置検討会議）による協議の場に引き継がれた。

（注）主要報告抜粋

平成16年11月22日

新市の事務所位置検討会議

（はじめに）

当検討会議は、合併協議会から将来の事務所の位置について具体的検討を進めるよう要請を受け、昨年7月末以来15回の会議を行い、鋭意検討を進めてきました。その過程は真に困難を極めましたが、この度一定の結論を得ましたので、下記のとおり報告します。

本件については立場により様々な意見があることは十分承知しておりますが、検討会議としては、協議会の協議決定を前提に、1市4町による円満な合併と新市の新たな発展を期す観点から調整を進めてきたところです。皆様の御理解をお願い申し上げます。

なお、検討会議では複数の候補地について優先順位を決定しましたが、本報告はその内容を含んでおりません。新市の責任体制が整わない合併前に公表することで、第三者の投機的な動

きを助長し、結果として新市に不要の財政支出を強い、また、市民の皆様の行政に対する信頼を損ねるような事態は避けなければならないと考えたためです。重ねて皆様の御理解を切にお願い申し上げます次第です。

記

①選定の基本的な考え方

○基本方針

小委員会における基本方針を踏まえ、住民の利便性確保及び行政サービスの向上、効率性及び経済性の確保、用地取得の可能性などの諸点を勘案した。

○主な前提条件

ア敷地については、4ヘクタール前後を念頭に確保に努める。

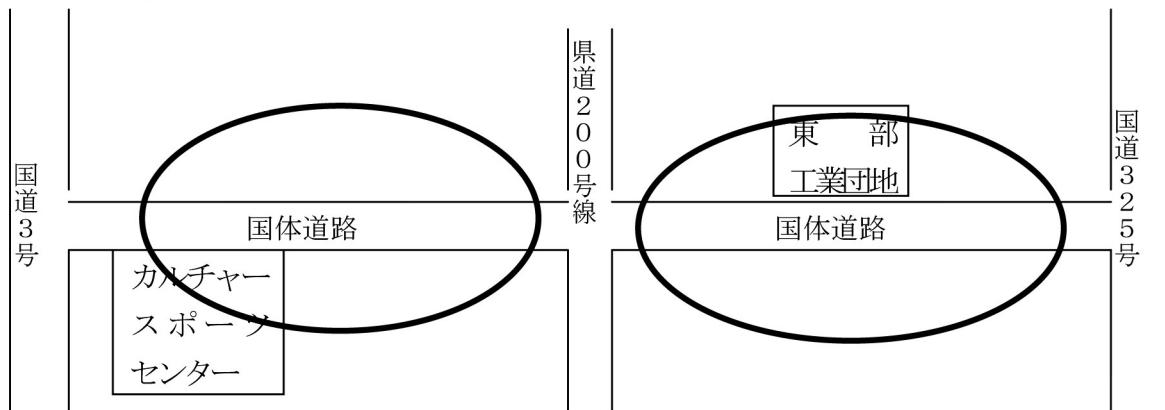
イ基幹道路については、支障のないよう対応を図る。

ウ公共交通機関については、関係方面と調整し、確保に努める。

②選定結果について

協議会での決定地域（市道名塚中央線、市道新涌尾・八ノ峰線及び市道涌尾・八ノ峰線の沿線周辺地域＝通称“国体道路”の沿線周辺地域）の東西両地域に適地を選定した。

<選定結果に関するイメージ図>



③位置の公表等

位置の公表は、新市発足後、市長が行なうものとする。

ただし、投機的な動きのために買収価格の公平・公正さを欠き、新市に対する住民の信頼を損ねる恐れがあると判断される場合、重大な支障が生じた場合等、事情やむを得ない場合は、優先順位が下位の土地を買収の対象とするなど、適時適切な対応を図るものとする。

④特記事項

新市の事務所位置の取扱いに鑑み、現山鹿市の中心市街地について積極的な振興に努めるものとする。

(3) 議員の任期及び定数に関する小委員会報告（報告第13号）

（注）合併協定項目確認前の最終報告抜粋

①市町議会議員の任期及び定数に関する意見交換

前回の会議を受け、必要に応じて各市町の関係機関で協議・意見集約し、各委員より意見聴取をしたところ、次のような意見であった。

- 合併の目的・効果を踏まえ、行財政改革を念頭に置いた経費節減を考慮して、原則選挙の方式とするが、旧市町単位の最低定数確保・地域間の均衡（各町においては対等）を勘案し、最初の設置選挙に限り選挙区「選挙区定数 山鹿市14人・鹿北町4人・菊鹿町4人・鹿本町4人・鹿央町4人（計30人）」を設けるべきである。

※ 委員全員の基本的な考え方が、この一つの方向性で一致した。

②市町議会議員の任期及び定数等の取扱いに関する小委員会の方針決定について

これまでの経緯を踏まえた調査及び審議の結果、上記の基本的な方向性を基に、小委員会としての方針については、

「新市における議会議員の任期及び定数に関する取扱いについては、地方自治法第91条第1項の規定による条例定数を30人とし、選挙を行う。

ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、公職選挙法第15条及び同法施行令第9条の規定による選挙区（旧市町単位定数：山鹿市14人・鹿北町4人・菊鹿町4人・鹿本町4人・鹿央町4人）を設けるものとする。」

ということで全会一致をもって確認した。

議会の任期及び定数の取扱いについては、実質2ヶ月間という限られた大変短いスケジュールの中で、4回にわたる委員各位の精力的な調査・審議とご協力によりまして、無事に結論を出すことができました。

選挙区設置による旧市町単位の議員定数において、人口比例によらないながらも意見の一致を見たのは、正に関係市町の互譲の精神によるものであります。

民意の反映を懸念しつつ、合併の目的でもある行財政の効率化に重きをおいたこの答えが、真にこの地域で望まれるものであることを確信しながら、これを基に協議会での更なる慎重審議をお願い申し上げ、小委員会として最終報告とさせていただきます。

◎報告を受け、協議会で審議の結果、第5回協議会において小委員会報告のとおり決定。

(4) 農業委員会委員の定数補足

農業委員会委員の定数については、選挙による委員定数20人のほか、「農業委員会等に関する法律」第12条に基づく選任の委員として、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区推薦の各3人と議会推薦者4人（以内）とする総数27人の構成となります。

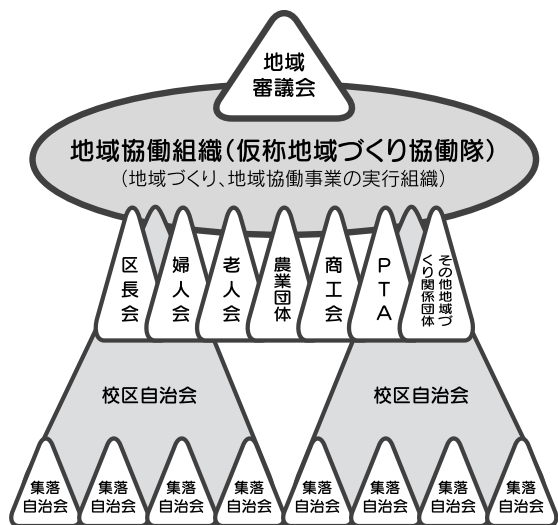
区 分		山鹿市	鹿北町	菊鹿町	鹿本町	鹿央町	計
選 挙	条例定数	7人	3人	4人	3人	3人	20人
選 任	農協推薦	1人					1人
	共済組合推薦	1人					1人
	土地改良推薦	1人					1人
	議会推薦	4人(以内)					4人
計							27人

(5) 地域審議会の取扱い（組織・運営）について

地域審議会については、第4回協議会で設置することが確認されています。

地域審議会は、行政区域の拡大により、地域住民の意向が新市の施策に反映しにくくなるのではなどの懸念を払拭することが目的であり、その運営体系と仕組みを示すと次のとおりです。

**地域づくり、地域協働事業のための
取組みのための体系**



(6) 特別職報酬等審議会答申について

(報告第62号)

特別職の報酬等の額について (答申)

平成16年7月27日に諮問のありましたこのことについて、特別職報酬等審議会において慎重審議の結果、別紙のとおり答申します。

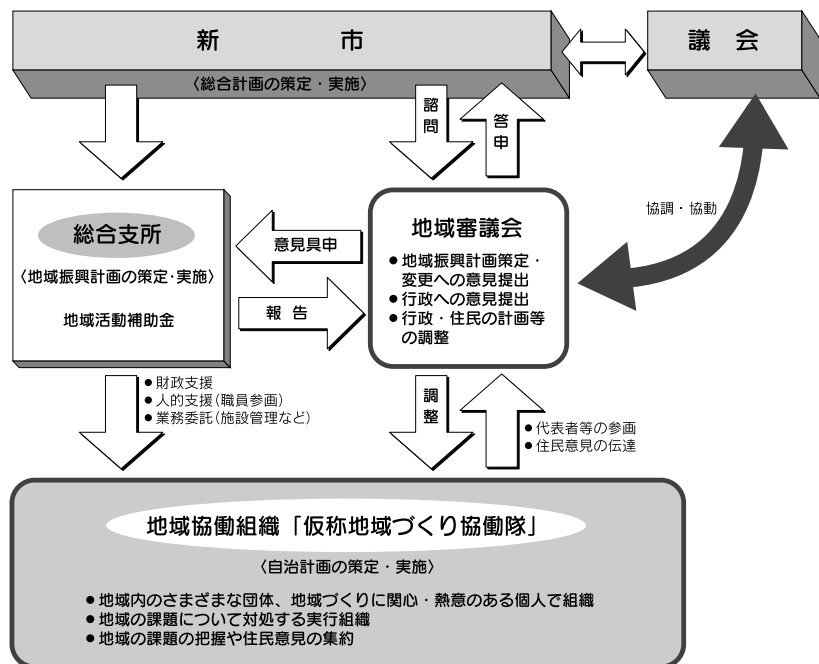
① 審議結果

特別職の報酬等については、職務の内容、新市の財政見通し、類似団体との比較及び現下の社会経済情勢等を総合的に勘案した結果、別表の額(別表1～4)にすることが適当であると判断した。

② 審議経過及び内容

7月27日に第1回審議会を開催し、会長に森廣行、職務代理者に山口英之氏を選任した。

地域審議会を核とした自治の仕組み



その後、諮問内容を確認し、事務局より新市の財政見通し、一般職の定員管理計画、県内の報酬額等の状況、先進地事例の説明を受け審議した。また、具体的な検討を行うために事務局に資料の追加提供を求めた。

8月9日に第2回審議会を開催し、事務局より資料提出があった職員数及び人件費の推移、県内の特別職報酬の改定状況、類似団体状況等を勘案し、現行山鹿市の報酬額を基本に審議することを確認した。

9月15日に第3回審議会を開催し、これまで事務局から提出された資料等をもとに最終的な審議を進めた結果、4役及び議会議員については現行の山鹿市の報酬額によることとし、その他の特別職については、実情に適したものとして事務案を了承した。

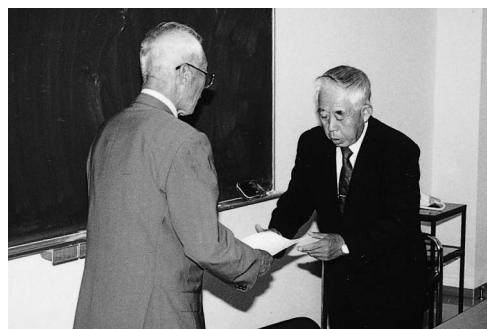
③審議会の意見

この答申は、通常の改定とは違い新市の報酬額を決定するという点で非常に苦慮したところである。

審議の中では、安易に高い額に調整すべきではないとする厳しい意見も多数見られたところであり、住民の理解が得られるよう、新市の発展に努力されることを希望する。また、新市発足後も、社会情勢、行財政改革、特別職の事務事業の調整等を進めていく中で、適時報酬等審議会が開催され適切な額が検討されることを強く要望する。

○市長、助役、収入役及び教育長について

- ・新市の発足にあたり、より公平で質の高い行政が求められる。
- ・熊本県内の12市の状況と比較すると、新市は現時点人口規模で3番目であるが、現行山鹿市の市長給料額は7番目に位置している。



- ・現山鹿市の常勤の特別職給料額については、平成15年10月、平成16年4月の改定で合せて4.6%引き下げられており適正水準の維持に努められてきている。

- ・一般職の職員給与は国の人事院勧告に沿ってここ数年減額傾向にあったが、平成16年度の人事院勧告においては、前年水準を維持された。

- ・三位一体の改革などの影響で、厳しい財政状況であることは変わらない。

これらの事情を総合的に勘案し、現行山鹿市の給料額とすることが妥当であると判断した。

別表1 4役

職名	調整結果	
市長	月額	835,000
助役	月額	648,000
収入役	月額	579,000
教育長	月額	537,000

補足意見

新市においては、事務事業の見直し、行財政改革を進める中で、適時検討されることを希望する。

○議会議員の報酬額について

- ・新市の発展のためには議会活動の充実が不可欠である。
- ・新市の議会議員については、合併特例法に基づく在任特例、定数特例を採用せず、今回の合併の趣旨等に配慮され定数30人で新たに設置されるものである。
- ・現行山鹿市の議員報酬額は、県内12市の中で6番目に位置している。
- ・現行の山鹿市において市長給料と比較した議員報酬の水準は、議長49%、副議長45%、議員42%であり、県内12市の状況からも妥当である。
- ・常任委員長、議運委員長の報酬額については、他市の状況を考慮し合併時には差を設けないこととした。

これらの事情を総合的に勘案し、現行山鹿市の報酬額とすることが妥当であると判断した。

別表2 議会議員

職名	調整結果	
議会議長	月額	410,000
議会副議長	月額	375,000
(常任委員長)	月額	353,000
(議運委員長)	月額	353,000
議会議員	月額	353,000

補足意見

住民の間では、議員報酬を現行の山鹿市の水準に合わせることは慎重な意見があることも事実であるが、合併特例法を適用していないこと、活動範囲も広域になること、より質の高い議会とするために必要と考えられること等を考慮した。4役同様、新市において各種の事情を総合的に勘案し、適時検討されることを希望する。

○その他の特別職について

- ・合併を契機として、全体的に職の見直しがなされ、統合・廃止の検討がなされた。
- ・同様の職でありながらも業務内容に違いがあり、今回調整することが難しく、また、調整することにより住民サービスの低下が懸念される面がある。
- ・活動範囲が広域になる等のために、より重い職責を担う職がある。
- ・原則として、現行の予算の範囲内での対応を図ることとし、従来の費用弁償相当額を含め報酬額を設定した。ただし、いくつかの職については、個別の事情を勘案し調整した。

以上のことから次のとおり判断した。

別表3 行政委員会

職名	調整結果	
教育委員会委員長	月額	41,000
委員	月額	35,900
選挙管理委員会委員長	月額	13,700
委員	月額	12,300
監査委員会（識見委員）	月額	91,500
（議会選出）	月額	29,600
農業委員会会長	年額	425,000
会長代理（副会長）	年額	370,000
委員	年額	350,000
固定資産評価審査委員会	日額	5,700
公平委員会委員長	年額	26,200
委員	年額	22,800
選挙関係（選挙長等）	国の定める基準による。	

補足意見

今後とも新市の行財政改革を進める中で、非常勤の特別職についても適正な人員管理計画が必要と思われる。住民の混乱を来たさぬよう、住民の理解が得られるよう見直しを進められ、さらに報酬額についても検討されることを希望する。

(7) 指定金融機関選定結果報告について（報告第63号）

①選定結果

新市の指定金融機関に鹿本農業協同組合を指定する。ただし、2年後には指定金融機関の指定に関して再検討するものとする。

また、新市の指定する指定金融機関に諸問題等が発生した場合は、直ちに指定を取り消すことができるものとする。

②選定理由

○鹿本農業協同組合は1市4町すべてに支所を有しており、総合支所においても公金の取扱い（収納）を行うことから、現金扱い等の際の利便性に優れる。

○本庁舎窓口の出納業務に関して、鹿本農業協同組合がより長時間の協力体制を得られる。

③その他

住民の利便性を考慮して、収納代理金融機関として、指定金融機関以外の新市内のすべての金融機関を指定できるよう調整する。

(8) 長の職務執行者等について (報告第72号)

①長の職務執行者

平成17年1月15日から新たに設置する「山鹿市」の長の職務執行者については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1条の2第1項の規定に基づく市町長の協議の結果、次のとおり定められた。

山鹿市長職務執行者 杉焼 義文

②暫定委員会の委員

「山鹿市」の設置に伴い、関係法令に基づき暫定的に次の3行政委員会の委員となる者について、各市町の関係行政委員会の合同協議等により、次のとおり予定者が選出された旨の報告を受けた。

③教育委員会

田中宏(山鹿市)、島北皎誓(鹿北町)、中原哲哉(菊鹿町)、中川徳男(鹿本町)、佐伯穎二(鹿央町)

④選挙管理委員会

渡邊保之(山鹿市)、白田春生(鹿北町)、冨田淳一(菊鹿町)、池田博禧(鹿央町)

⑤固定資産評価審査委員会

原宏信(山鹿市)、古川憲一(鹿北町)、松本英亮(菊鹿町)、小原國男(鹿本町)、平川征兎(鹿央町)

(9) 行政区の名称について (報告第53号) …… 変更となる行政区のみ抜粋して掲載。

平成16年4月1日現在

山 鹿 市		鹿 北 町		菊 鹿 町		鹿 本 町		鹿 央 町	
現 行	新 市	現 行	新 市	現 行	新 市	現 行	新 市	現 行	新 市
下 町	山鹿下町	福 原	鹿北福原	五 郎 丸	菊鹿五郎丸	中 町	来民中町		
中 町	山鹿中町					下 町	来民下町		
福 原	山鹿福原								
五 郎 丸	山鹿五郎丸								
124行政区		48行政区		38行政区		28行政区		29行政区	

(10) 新市の市章候補選定審査会の報告について (報告第61号)

(注) 最終報告抜粋

※1,204点の全応募作品の中から第1次選考で147作品、第2次選考で16作品に絞り込み、審査員による意見交換や投票等による審議検討を行い最終候補5作品と、他団体での類似デザインがあった場合のための補作3作品を選考した。

※【類似デザイン調査】

○候補5作品については、事務局において、下記の類似デザイン調査を可能な限り行った。



- ・全国の都道府県章及び市町村章の類似デザイン調査
- ・特許庁の「電子図書館HP」による図形商標の類似デザイン調査
- ・他合併協議会における新市町村章の類似デザイン調査

※審査における考え方

当審査会としては、協議会で決定された募集要項の選考基準を基本としつつ、具体的には、次に掲げるような視点から総合的に勘案して選考をおこなったところである。

- ・デザイン的にも優れていること。
- ・市章であるので、出来るだけ単純でシンプルなデザインであること。
- ・大人だけでなく、子供にも、覚えやすく、書きやすいデザインであること。
- ・色の組み合わせや、色の表現でも市章として相応しいものであること。
- ・地域の歴史や自然など、地域の独自性や特徴などを表現するものであること。
- ・従来の市章というイメージでなく斬新なデザイン感覚もあること。
- ・モノクロ使用でも優れたデザインであること。
- ・将来でも新鮮さのあるデザインであること。
- ・新市の未来への発展をイメージするデザインであること



※報告にあたって

新市の市章につきましては、旗などへの使用として今後も永く使用され、新市を象徴するものであることから、当審査会としましても責任の重大さを感じながら、慎重に選定作業を進めてまいりました。

数多くの応募作品から新市に相応しい市章候補を選定していくことについては、素晴らしいデザインが多数あり、選考に難航したところがございますが、各審査員のご協力をいただきました結果、それぞれに優れたデザインである5作品が選出できたものと考えております。

今後、協議会におきまして、1つの市章が決定されることとなるわけでございますが、今後、決定された市章が、新市の市民から親しまれるとともに、合併のシンボルとなるよう希望いたしまして当審査会の報告と致します。

◎報告を受け、委員の協議決定には至らず、最終的には協議会委員による投票により決定。



製作趣旨： 山の文字と山鹿灯籠をデザインしたものです。伝統がある街はそれぞれを受け継いでいくことで未来も輝くものになるという願いを込めました。伝統、文化を守ることこそ、まほろば創生になると思います。

審査評： 山鹿灯籠をイメージさせるデザインと色使いであり、地域の伝統や歴史をアピールできる作品である。デザイン的にもまとまりがよく安定感のある作品である。